

令和3年度第1回
小金井市緑地保全対策審議会
議案

令和3年度 第1回 小金井市緑地保全対策審議会

日 時：令和3年10月18日（月）

午後2時00分

場 所：小金井市役所本庁舎3階第一会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 委員紹介（資料1）
- 4 事務局紹介
- 5 会長・副会長互選
- 6 報告事項
 - (1) 令和3年度環境教育事業の実施について（資料2）
 - (2) 市立公園における花の植え替えイベントの実施について（資料3）
 - (3) みどりのこども絵画コンテストの実施について（資料4）
- 7 議事
 - (1) 令和3年度保全緑地の指定及び解除について（諮問）（資料5～7）
 - (2) 小金井しみどりの基本計画実施計画（案）について（資料8）
 - (3) 緑化保全及び緑化推進に係る規定の整備について（資料9～11）
- 8 その他
- 9 閉会

【配布資料】

- 資料1 小金井市緑地保全対策審議会委員名簿
- 資料2 令和3年度環境教育事業の実施について
- 資料3 市立公園における花の植え替えイベントの実施について
- 資料4 第1回小金井しみどりのこども絵画コンテストチラシ
- 資料5 令和3年度保全緑地の指定及び解除について
- 資料6 保全緑地の制度の概要について
- 資料7 保全緑地の指定の推移
- 資料8 小金井しみどりの基本計画実施計画（案）
- 資料9 緑化保全及び推進に係る規定の整備について
- 資料10 近隣市の保全緑地の指定要件
- 資料11 小金井市緑化に関する指導等基準（案）

小金井市緑地保全対策審議会委員名簿

資料 1

(任期：令和3年4月1日 ～ 令和5年3月31日)

	区分	氏名	所属	在職期間
1	学識経験者	小木曾 裕	日本大学理工学部まちづくり工学科特任教授	2期目
2	学識経験者	犀川 政稔	国立大学法人東京学芸大学名誉教授	4期目
4	学識経験者	上中 章雄	東京都多摩環境事務所 自然環境課長	2期目
3	学識経験者	鴨下 輝秋	農業委員会会長職務代理	2期目
5	緑化団体等に属する者	柏原 君枝	小金井環境市民会議	2期目
6	緑化団体等に属する者	笠原 謙次	みどり剪定サークル代表	1期目
7	公募市民	小山 美香	市内在住	3期目
8	公募市民	尾路 紀恵	市内在住	1期目
9	公募市民	田村 恵子	市内在住	1期目
10	公募市民	山田 真由美	市内在住	1期目

令和 3 年度環境教育事業の実施について

1 みどり親子ワークショップ（身近な緑の見分け方）

(1) 概要

緑の募金事業を活用して、日常生活の空間において、自分の身の回りにある樹木の見分け方について、講師より座学で学び、その後、滄浪泉園緑地内を散策しながら、樹木を観察した。

(2) 開催日時

令和 3 年 5 月 2 3 日（日）

一部 午前 9 時 3 0 分～1 0 時 3 0 分

二部 午前 1 1 時 0 0 分～1 2 時 0 0 分

(3) 開催場所

滄浪泉園緑地（貫井南町 3 丁目 2 番 2 8 号）

(4) 参加者

一部 9 組、二部 8 組（小学生 3～6 年生と保護者）

(5) 講師

杉山 薫氏（京都芸術大学 非常勤講師）

2 小金井第四小学校環境教育事業（樹名板の作成・設置）

(1) 概要

平成 3 1 年度より市町村に譲与されている森林環境譲与税の活用事業として、小金井第四小学校の 6 年生を対象に総合的学習の時間の中で森林教育及び国産材を使用した樹名板の作成・設置を行う。

(2) 実施スケジュール

ア ワークショップ（1 回目）令和 3 年 5 月 6 日

座学にて森林の役割や樹木の見分け方を学ぶ（裏面①参照）

イ ワークショップ（2 回目）令和 3 年 7 月 1 5 日・9 月 1 7 日

小金井第四小学校、三楽公園及び三楽の森公共緑地にて、樹名板設置する樹木の見分け方を学ぶ（裏面②③参照）

ウ 樹名板作成（令和 3 年 9 月～1 0 月）

エ 樹名板設置（令和 3 年 1 1 月）

(裏面)

①森林についてのワークシート

年 組 名前:

森林の種類：天然林・自然林／人工林／二次林

天然林・自然林

() で育った森。

特徴：人間活動の影響が(ほぼ)ない。
世界自然遺産や国立公園として保護されている。

人工林

人が() 林。スギ林、ヒノキ林など。

特徴：林床が暗い。間伐(かんぼつ)をする必要がある。

二次林

人が() 林。里山。

特徴：落葉広葉が多い。林床まで光が届く。

②樹木カードと実物の葉を用いた樹木の見分け方



③三楽の森公共緑地での樹木スケッチ



市立公園における花の植え替えイベントの実施について

1 目的

身近な公園内の花壇の花の植え替えをイベントとして実施することで、子どもが気軽にみどりに触れられる機会を設け、みどりの担い手を確保する。

また、花壇ボランティア団体の活動も知ってもらう機会とし、より多くの人々がみどりのために活動する機会を広げる。さらに、ボランティア団体同士の交流も目的とし、他の団体の活動に触れることで、活動に対する意欲向上を図る。

2 イベントの概要

(1) 日時人数等

実施公園	むさこぷらっと公園 (本町5丁目1番)	栗山公園 (中町2丁目21番)
日時	令和3年6月11日(金) 午前10時30分から	令和3年6月23日(水) 午前10時から
参加人数	17人(うち子ども4人)	9人(うち子ども2人)

(2) 花壇の様子



むさこぷらっと公園



栗山公園

3 今後

次回11月頃に実施を予定しており、市報、ホームページ及びチラシ等により事前周知する。当日現地で遊んでいる親子等にお声がけし、参加を促すこととしたい。

だい かいこがねいし かいが 第1回小金井市みどりのこども絵画コンテスト

こがねいし 「小金井市のみどりをみらいへつなごう」

市内のみどりをこれから生まれてくる子どもに引き継ぐために何ができるか、
自由な発想で表現した絵を募集します。



お 応 募 要 項

- **対象**：市内在住の6歳～15歳（保護者の同意のもとご応募ください。）
- **応募期間**：令和3年7月15日（木）～9月10日（金）【消印有効】
- **応募作品**：四つ切（394ミリ×545ミリ以下） 1人1作品（未発表のもの）
- **表現材料**：クレヨン、色鉛筆、水彩、油彩、版画など（デジタル作品を除く）
- **応募方法**：応募作品の裏面に「応募用紙」を貼り、郵送又は市役所環境政策課（第2庁舎4階）へご持参ください。
- **賞**：最優秀賞1点、特選1点、入選3点（賞状）
- **応募作品の取扱**：使用権は市のものとなり、作品は返却しませんのでご了承ください。
- **発表**：令和3年10月下旬頃入賞者に連絡し、市報、市ホームページで発表します。
入賞作品は、掲載されることがあります。

問い合わせ先 小金井市 環境部 環境政策課 緑と公園係

電話 042(387)9860 E-mail s040199@koganei-shi.jp

令和3年度保全緑地の指定及び解除について

1 令和3年度保全緑地の指定について

令和3年度保全緑地を小金井市緑地保全及び緑化推進条例（昭和58年条例第13号）第6条に基づき、次のように指定する。

(1) 環境緑地

内 容	申 請	指 定	備 考
件 数	1 件	0 件	申請1件うち、新規1件
面 積	6 1 6 . 2 7 m ²	0 m ²	申請6 1 6 . 2 7 m ² （1筆）

(2) 公共緑地

該当なし

(3) 保存樹木

内 容	申 請	指 定	指 定 内 訳
件 数	3 件	3 件	更新3件
本 数	9 本	8 本	更新8本

(4) 保存生け垣

内 容	申 請	指 定	指 定 内 訳
件 数	1 3 件	1 0 件	更新8件、新規2件
延 長	2 2 0 . 0 m	1 9 4 . 0 m	更新1 4 9 m、新規4 5 m

2 令和2年度保全緑地の解除について

令和2年度保全緑地の解除について、小金井市緑地保全及び緑化推進条例（昭和58年条例第13号）第13条に基づき、次のように解除する。

(1) 公共緑地

解 除 内 容		備 考
件 数	2 件	3 筆
面 積	1 , 0 5 6 . 2 5 m ²	

(2) 保存樹木

解 除 内 容		備 考
件 数	5 件	
本 数	1 2 本	

(3) 保存生け垣

解 除 内 容		備 考
件 数	4 件	
延 長	2 0 9 . 5 m	

3 令和3年度保全緑地総括表（平成29年度～令和3年度）

(1) 環境緑地

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	計	備 考
件 数	0	1	5	3	0	9	
筆 数	0	1	10	20	0	31	
面 積 (m ²)	0.00	952.00	6,150.28	40,692.93	0.00	47,795.21	
うち国分寺崖線の件数	0	0	1	1	0	2	
国分寺崖線の筆数	0	0	1	13	0	14	
国分寺崖線の面積 (m ²)	0.00	0.00	2,664.00	37,956.16	0.00	40,620.16	

(2) 公共緑地

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	計	備 考
件 数	0	1	2	0	0	3	
筆 数	0	1	4	0	0	5	
面 積 (m ²)	0.00	189.00	2,905.51	0.00	0.00	3,094.51	

(3) 保存樹木

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	計	備 考
件 数	11	33	24	6	3	77	
所 有 者 数	11	33	19	6	3	72	
本 数 (本)	74	343	363	31	8	819	

(4) 保存生け垣

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	計	備 考
件 数	28	69	26	15	10	148	
所 有 者 数	28	69	26	15	10	148	
延 長 (m)	604.00	1,839.20	975.00	356.20	194.00	3,968.40	
奨励金対象延長 (m)	604.00	1,718.00	679.00	324.00	194.00	3,519.00	

4 令和3年度 保全緑地 指定等一覧

(1) 環境緑地

(小金井市緑地保全及び緑化推進条例施行規則 第2条第1項の1)

環境保全緑地については、現状のまま保全されることが確約される樹木の集団(農地上にあるものを除く。)で、その集団の存する土地の面積がおおむね500平方メートル以上で面的なつながりのあること。

No	指定年度	指定番号	所在地番(小金井市)	地目	現況	指定区分	申請面積(m ²)	指定面積(m ²)	備考
1	-	-	緑町4丁目2407の一部	宅地	雑木林	-	616.27	0.00	樹木の集団として、面的なつながりがな いため新規指定しない

(3) 保存生け垣

(小金井市緑地保全及び緑化推進条例施行規則 第2条第1項の3) 保存生け垣については、次のいずれかに該当すること。

ア 1人の所有者等(条例第6条に規定する者をいう。以下同じ。)の生け垣であって、高さが1メートル以上あり、かつ、総延長が10メートル以上であること。□

イ 1メートル未満の間隔で隣接する2人の所有者等の生け垣であって、高さが1メートル以上あり、かつ、総延長が10メートル以上であること。

番号	指定区分	所在地	申請延長(m)	指定延長(m)	奨励金対象延長(m)	高さ(m)	樹種	備考
1	更新	小金井市東町1丁目41番	23.00	24.00	24.00	1.8	マサキ	
2	更新	小金井市梶野町3丁目12番	32.00	31.00	31.00	1.3	ヒイラギモクセイ	
3	更新	小金井市関野町1丁目11番	16.00	16.00	16.00	1.6	ヒイラギ	
4	更新	小金井市緑町2丁目4番	20.00	20.00	20.00	1.9	イヌツゲ	
5	更新	小金井市緑町2丁目14番	11.00	12.00	12.00	2.2	レッドロビン	
6	更新	小金井市中町2丁目6番	23.00	23.00	23.00	1.7	マサキ、ネズミモチ、イヌツゲ	
7	更新	小金井市中町4丁目1番	11.00	11.00	11.00	1.5	ヒサカキ、ベニカナメ	
8	更新	小金井市前原町2丁目6番	15.00	12.00	12.00	2.2	レッドロビン	
9	新規	小金井市中町4丁目16番	20.00	20.00	20.00	1.9	ヒイラギ、マサカキ、ナンテン、ネズミモチ、カナメモチ、クロガネモチ、ツバキ	
10	新規	小金井市本町4丁目20番	18.00	25.00	25.00	1.7	ヒイラギ	
—	新規	小金井市東町3丁目4番	10.00	—	—	2.2	エレガンテシマ	駐車場敷地との境界にあり、接道していないため新規指定しない
—	新規	小金井市緑町4丁目16番	11.00	—	—	2.4	ベニバナトキワマンサク	接道していないため、新規指定しない
—	更新	小金井市本町4丁目9番	10.00	—	—	1.6	シラカシ	現地調査の結果、総延長が6m(10m未満)のため更新しない
合計			210.00	194.00	194.00			

※ 奨励金対象延長は、小数点以下を切り捨てた値

5 令和3年度保全緑地解除届出一覧表

(1) 公共緑地

(小金井市緑地保全及び緑化推進条例施行規則 第2条第1項の1)

公共緑地については、公共の用に供されることが確約される土地で、その面積がおおむね500平方メートル以上で面的なつながりのあること。

No	指定年度	指定番号	所在地番(小金井市)	地目	現況	指定区分	変更前面積 (m ²)	変更後面積 (m ²)	備考
1	H29	1	貫井南町三丁目6番 (三楽の森公共緑地)	畑・宅地	畑	解除	730.25	0.00	公園用地として取得したため
2	H30	1	中町四丁目16番 (中町四丁目公共緑地)	宅地	山林	解除	515.00	189.00	東京都が民有地を取得したため
合 計							△ 1,056.25		

※面積については、小金井市緑地保全及び緑化推進条例に基づく公共緑地面積であり、当該公共緑地全体としては、東京における自然の保護と回復に関する条例に基づく国分寺崖線緑地保全地域指定面積(東京都の所有地を市が使用許可し公共緑地として管理している)を含むため、500平方メートルを超えている。

(2) 保存樹木

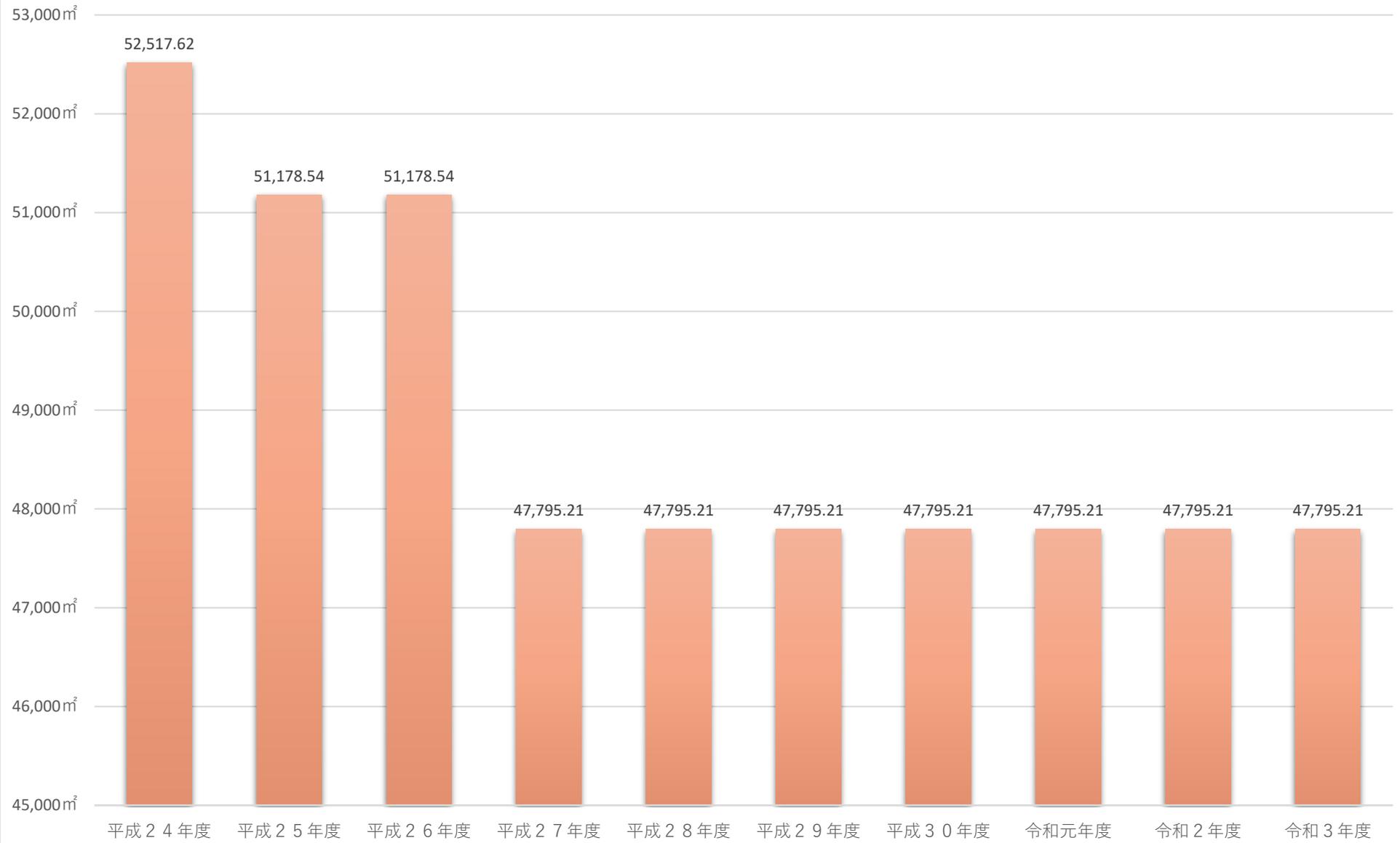
	更新年度	番号	所在地	解除本数 (本)	樹種	届出日	解除内容	備考
1	H27	1	東町五丁目23番	8	ケヤキ、タイサンボク、ヤマザクラ等	R2. 6. 3	一部解除	相続人の管理が困難なため
2	H28	4	本町三丁目10番	1	ケヤキ	R3. 3. 3	全部解除	老木化のため
3	H30	22	本町四丁目18番	1	ヤマザクラ	R3. 1. 29	全部解除	腐食のため
4	H30	30	貫井南町二丁目10番	1	ケヤキ	R2. 4. 20	一部解除	老木化し、台風や強風の度に枝折れが発生するため
5	R1	22	貫井北町三丁目22番	1	ソメイヨシノ	R2. 12. 23	一部解除	倒木の可能性があるため
合 計				12				

(3) 保存生け垣

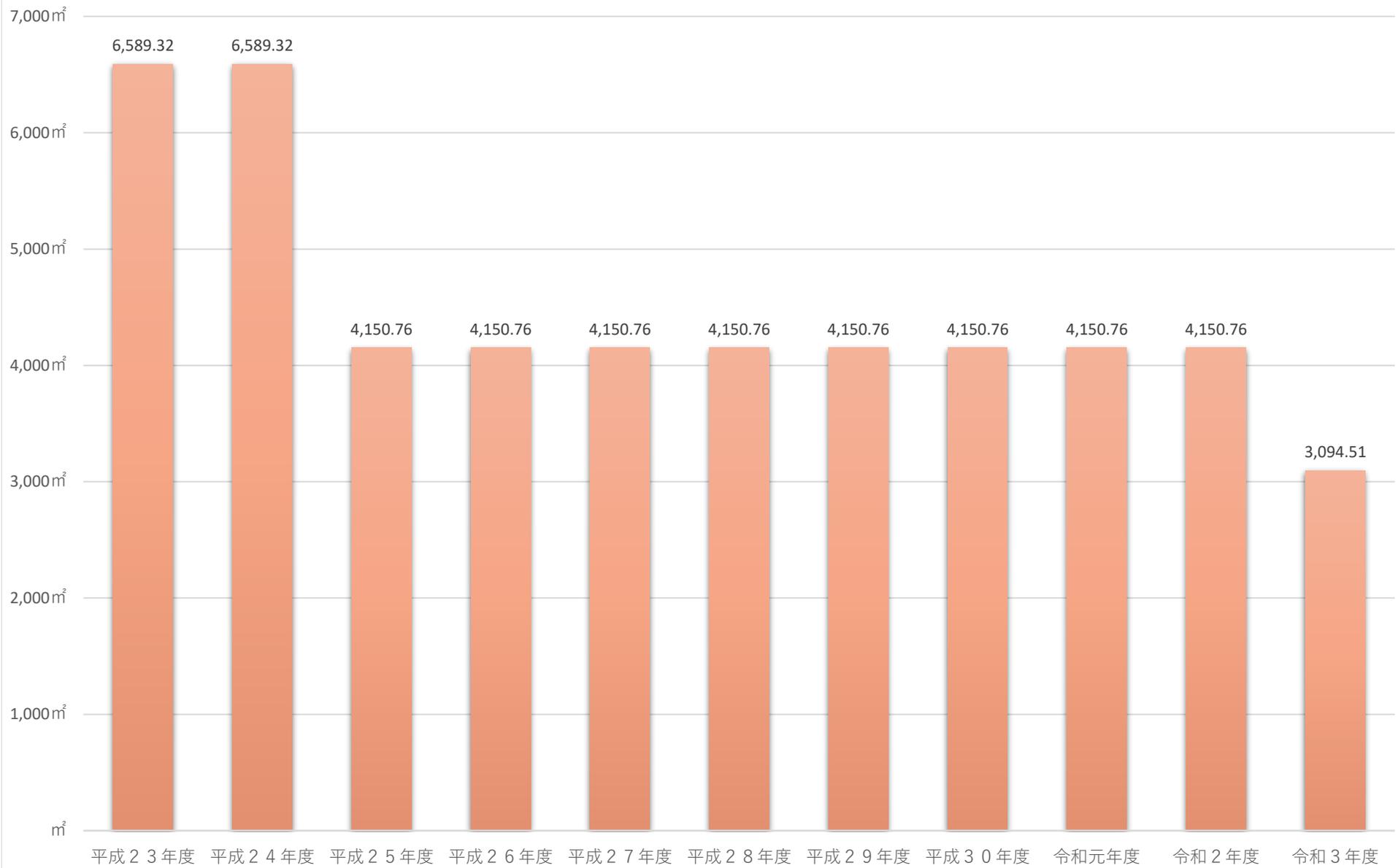
	更新年度	番号	所在地	長さ (m)	樹種	届出日	解除内容	備考
1	H27	3	東町五丁目23番	120.50	サワラ	R2. 6. 3	全部解除	相続人の管理が困難なため
2	H28	9	前原町四丁目20番	15.00	レッドロビン	R2. 9. 23	全部解除	管理困難なため
3	H30	39	本町四丁目3番	58.00	ネズミモチ	R2. 7. 15	全部解除	生け垣を含む敷地内旧家屋解体のため
4	R1	19	貫井南町二丁目15番	16.00	ベニカナメモチ	R2. 12. 28	全部解除	敷地の一部を売却することにしたため
合 計				209.50				

環境緑地 面積推移

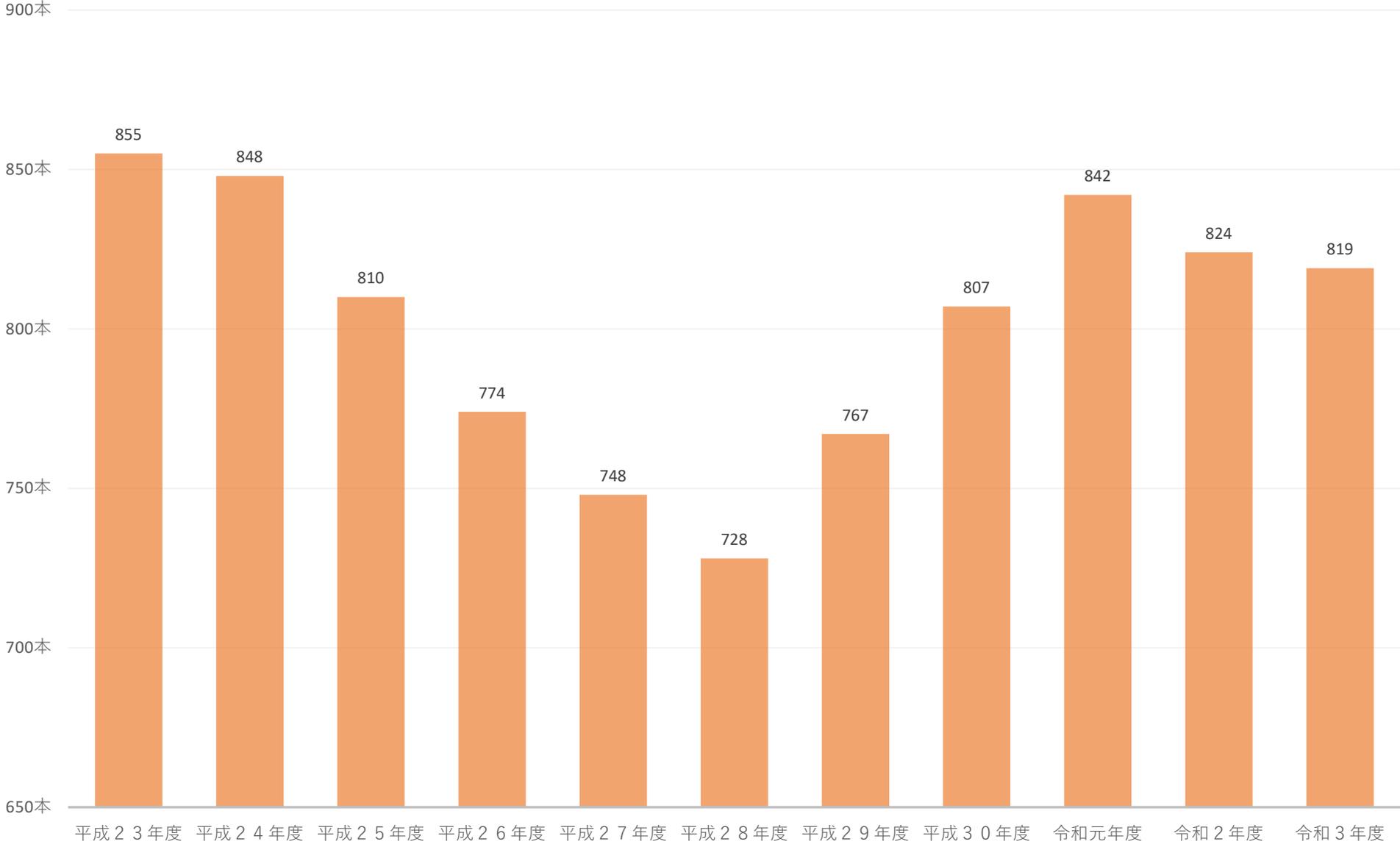
資料 7



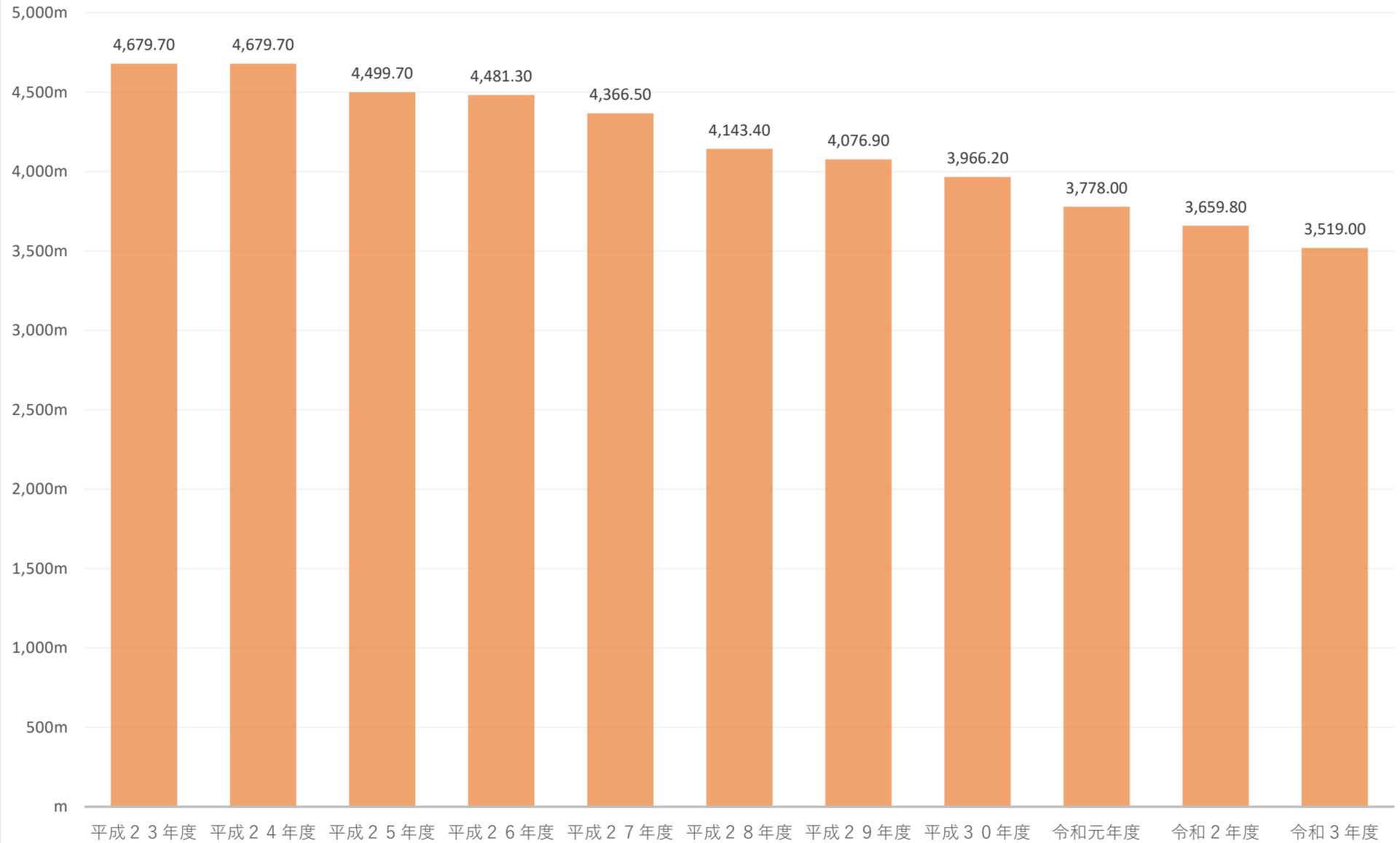
公共緑地 面積推移



保存樹木 本数推移

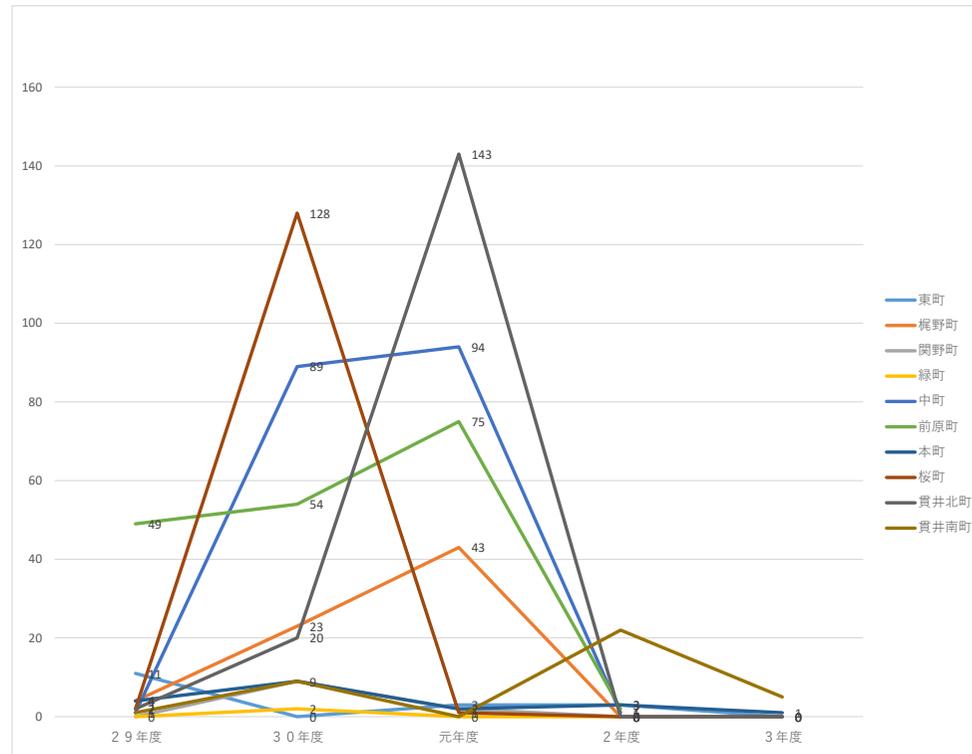


保存生け垣 指定延長推移



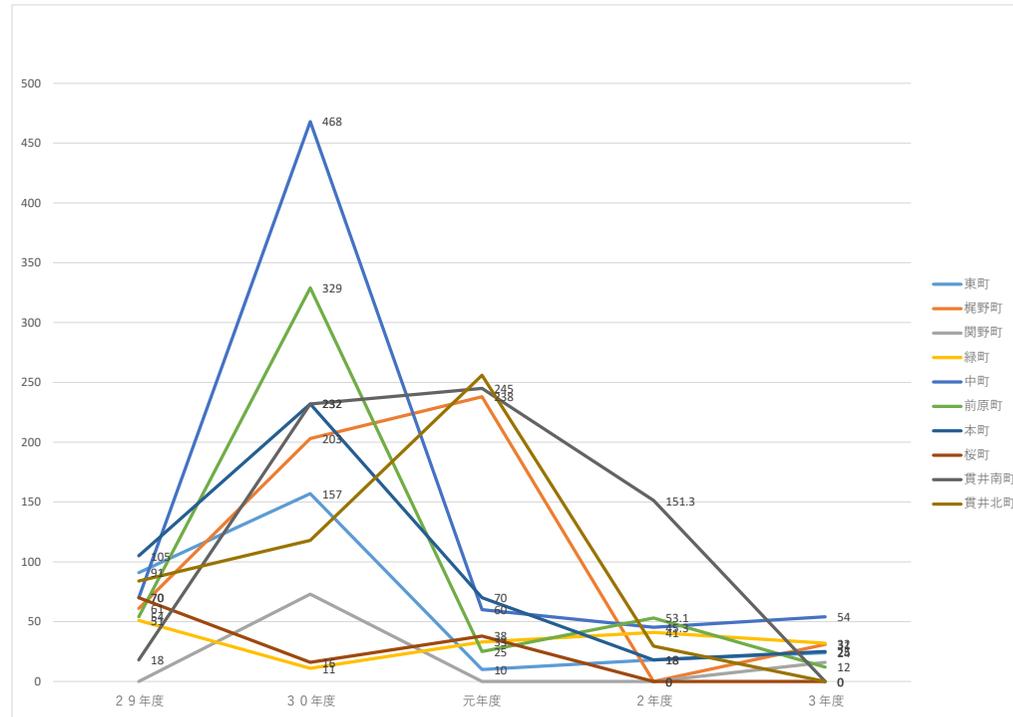
保存樹木（町別）

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
東町	11	0	3	3	0
梶野町	4	23	43	0	2
関野町	0	9	2	0	0
緑町	0	2	0	0	0
中町	1	89	94	1	0
前原町	49	54	75	2	0
本町	4	9	2	3	1
桜町	2	128	1	0	0
貫井北町	2	20	143	0	0
貫井南町	1	9	0	22	5
計	74	343	363	31	8



保存生垣（町別）

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
東町	91	157	10	18	24
梶野町	61	203	238	0	31
関野町	0	73	0	0	16
緑町	51	11	33	41	32
中町	70	468	60	45.3	54
前原町	54	329	25	53.1	12
本町	105	232	70	18	25
桜町	70	16	38	0	0
貫井南町	18	232	245	151.3	0
貫井北町	84	118	256	29.5	0
計	604	1839	975	356.2	194



環境緑地

- 指定基準

概ね 5 0 0 m²以上の保全されることが確約される樹木の集団

- 奨励金

国分寺崖線に存する環境緑地に限り、毎年度予算の範囲内で
奨励金を交付（1 m²あたり20円として算出）

- 税の減免措置

固定資産税・都市計画税を8割減免

保存樹木

- 指定基準 (次のいずれか)
 - (1) 地上1.5m (150cm) 以上の高さにおける幹回り1.5m (150cm) 以上
 - (2) 高さが10m以上
- 奨励金
年間1本あたり2,000円
- 税の減免措置
なし

保存生垣

- 指定基準（次のいずれか）

- (1) 一人の所有者等の生け垣であって、高さが1 m以上あり、かつ総延長が10m以上

- (2) 1 m未満の間隔で隣接する2人以上の所有者等の生け垣であって、高さが1 m以上あり、かつ総延長が10m以上であること

- 奨励金

- 年間1 mあたり300円、限度額15,000円

- 税の減免措置

- なし

小金井市みどりの基本計画実施計画（案）

みどりの基本計画の記載										該当する取組（具体的な事業等）				評価記入欄			
固有No.	通し事業等No.	基本取組	主	基本方針	取組方針	重点	具体的な取組	重点	主な取組※1	取組（事業）名	取組（事業）内容	担当課	担当係	評価	実施内容（実績、評価等）	改善事項	今後の取組み（課題・目標等）
1000 みどりを守る																	
1100 国分寺産線・野川のみどりを守る																	
111-1, 111-2	1	1111	1	1	1	1	1. みどりを守る	(1) 国分寺産線・野川のみどりを守る	①産線斜面及び周辺部のみどりを保全緑地制度などで守る	1_保全緑地制度などの各種制度を活用し、産線斜面及び周辺部のみどりを保全します。	保全緑地制度などの活用による保全	環境保全緑地（環境緑地・公共緑地）、国分寺産線緑地保全地域などの各種制度の活用により産線斜面及び周辺部のみどりを維持管理・確保するため、土地を有する事業者や市民に敷地の緑化やみどりの保全を働きかけ	環境政策課	緑と公園係			
111-0	2	1112	1	1	1	2	1. みどりを守る	(1) 国分寺産線・野川のみどりを守る	①産線斜面及び周辺部のみどりを保全緑地制度などで守る	2_特別緑地保全地区に指定されている滄浪泉園では、市民がみどりの大切さを理解するきっかけとなるようイベント開催などを通じて周知を図ります。	滄浪泉園でのイベント実施	適切に維持管理・保全に努めるとともに、市民に親しまれる緑地としてイベント等を開催し緑地の保全に関する普及啓発を行う。	環境政策課	緑と公園係			
312-2	3	1123	1	1	2	3	1. みどりを守る	(1) 国分寺産線のみどりを守る	②野川の自然環境を関係者とともに守る	3_野川自然再生協議会を核として、市民と協働して自然回復・活用を図ります。	野川自然再生事業	市民と行政で構成される野川第一・第二調整池自然再生協議会に参加し、自然再生事業地区の水環境システムの再生に取り組む。	環境政策課	環境係			
312-1	4	1124	1	1	2	4	1. みどりを守る	(1) 国分寺産線のみどりを守る	②野川の自然環境を関係者とともに守る	4_国分寺産線に隣接する公園等において、生物多様性に配慮した維持管理をします。	国分寺産線に隣接する公園等の維持管理	「小金井市立公園の設計及び維持管理基準」に則り、公園内に新たに植樹する際には在来種から選定し、生物多様性の確保のため、実のなる樹木を植樹していく。	環境政策課	緑と公園係			
111-0	5	1115	1	1	1	5	1. みどりを守る	(1) 国分寺産線・野川のみどりを守る	①産線斜面及び周辺部のみどりを保全緑地制度などで守る	5_市民団体の活動の支援を行うとともに、事業者及び市民と協力して国分寺産線のみどりを保全します。	市民団体の活動支援	産線斜面及び周辺部のみどりの保全などの活動をする市民団体と連携して、維持管理・保全する。	環境政策課	緑と公園係			
1200 民有地のみどりを守る																	
111-1	6	1211	1	2	1	1	1. みどりを守る	(2) 民有地のみどりを守る	★①保全緑地制度などの活用により守る	1_所有者の維持管理の負担軽減のため、環境緑地に指定した屋敷林や社寺林の下草刈りや落ち葉清掃、剪定などを行うボランティアを紹介します。	市民協働による環境緑地の維持管理	環境緑地に指定した屋敷林や社寺林を、市民団体やボランティアと連携して維持管理・保全をする。また、ボランティアポイントの取得できる事業として位置付けることで、近隣の小中学生の参加を推進する。	環境政策課	緑と公園係			
111-1, 111-2	7	1212	1	2	1	2	1. みどりを守る	(2) 民有地のみどりを守る	★①保全緑地制度などの活用により守る	2_土地所有者の方が保全緑地制度を活用しやすいよう、制度について分かりやすく周知を図ります。	保全緑地制度の周知	保全緑地（環境緑地・公共緑地・保存樹木・保存生け垣）制度の情報発信を行うとともに、事業者・市民へ指定の促進を図る。	環境政策課	緑と公園係			
111-1, 111-2	8	1213	1	2	1	3	1. みどりを守る	(2) 民有地のみどりを守る	★①保全緑地制度などの活用により守る	★3_★保全緑地制度を活用しやすいように、環境緑地の指定最低面積の引き下げなど、要件の見直しを検討します。	保全緑地制度の要件の見直し	保全緑地（環境緑地・公共緑地・保存樹木・保存生け垣）制度の指定要件を緩和するなど、要件を見直す。	環境政策課	緑と公園係			
111-4	9	1214	1	2	1	4	1. みどりを守る	(2) 民有地のみどりを守る	★①保全緑地制度などの活用により守る	★4_★宅地開発などの際の既存樹木の保全割合を環境配慮基準のなかで設定したり、緑化指導の適用となる対象面積を引き下げするなど民有地のみどりの保全及び創出する手法を強化します。	環境配慮基準の見直し	宅地開発時の既存樹木の保全割合を明確にしたり、緑化計画書を提出する開発面積を引き下げるなど民有地のみどりの保全、創出を検討する。	環境政策課	緑と公園係			
1300 農地を守る																	
112-6	10	1311	1	3	1	1	1. みどりを守る	(3) 農地を守る	①営農支援により農地を守る	1_営業者が営農を維持するための支援として、新規就農者などへの農地の輪転や、援農ボランティアなどによる担い手不足の補助、簿記講習会の開催、施設整備などに対する補助施策などを実施します。	援農ボランティア事業	援農ボランティアの募集を行う他、営農支援策として都市農地保全支援プロジェクト補助金等の補助施策や簿記講習会の開催等を実施する。	経済課	産業振興係			
112-7	11	1312	1	3	1	2	1. みどりを守る	(3) 農地を守る	①営農支援により農地を守る	2_緑化のために必要な樹木は、地元植木業者の生産物を積極的に購入し、営農を支援していきます。	苗木無料配布事業	苗木無料配布事業として市内農家の植木の無料配布を継続して実施する。	経済課	産業振興係			
112-3, 112-8	12	1323	1	3	2	3	1. みどりを守る	(3) 農地を守る	★②活用して農地を守る	★3_都市農業への理解や土に触れる機会を得る場として、引き続き市民農園や体験型市民農園の整備を推進していきます。	市民農園の整備	都市農業への理解や土に触れる機会を得る場として、引き続き市民農園の整備を推進する。また、都市農地の賃借の円滑化に関する法律の施行に伴い、民間企業等による生産緑地での市民農園開設も可能となったことか	経済課	産業振興係			
112-10	13	1324	1	3	2	4	1. みどりを守る	(3) 農地を守る	★②活用して農地を守る	★4_地域の暮らしに潤いをもたらしてきた都市農地を活用した魅力ある地域づくりを推進するため、収穫体験や農業イベントなどを通して農業者と市民や事業者などの多世代・多様な相手との交流・連携機会の拡大	多様な相手との交流連携機会の拡大による農地を活用した魅力ある地域づくりの推進	・農家と事業者等が連携した農地を活用したイベント等の取組みを通して連携機会の拡大に向けた支援を行う。 ・こがね産業祭を通じて農業者と市民や事業者との交流機会を拡大する。	経済課	産業振興係			
1400 玉川上水のみどりを守る																	
512-1	14	1411	1	4	1	1	1. みどりを守る	(4) 玉川上水のみどりを守る	①玉川上水の桜並木を東京都などと連携して守る	1_小金井市玉川上水・小金井桜整備活用推進委員会における学識者の意見や環境の変化を踏まえ、庁内関係課や東京都、隣接自治体と連携して玉川上水及びその周辺環境の保全	玉川上水及びその周辺環境の保全	「小金井市玉川上水・小金井桜整備活用推進委員会」を開催する。委員会の意見を踏まえ、土木遺産としての玉川上水を保全する。東京都及び隣接自治体と情報共有を図り、史跡・名勝の保護及び多様な植生環境の管理を	生涯学習課	文化財係			
512-2	15	1411	1	4	1	1	1. みどりを守る	(4) 玉川上水のみどりを守る	①玉川上水の桜並木を東京都などと連携して守る	2_東京都の「史跡玉川上水整備活用計画」及び本市の「玉川上水・小金井桜整備活用計画」に基づき、文化財の保全を進めます。	桜並木の保全	「小金井市玉川上水・小金井桜整備活用計画」、「史跡玉川上水整備活用計画」（東京都）に基づき、桜並木の保全を進める。また、桜の植樹事業により桜並木の再生を進め、玉川上水のみどりの更新に繋げる。	生涯学習課	文化財係			

環境基本 固有 No.	みどりの基本計画の記載					該当する取組 (具体的な事業等)				評価記入欄										
	通し No.	事業等 No.	基本 No.	取組 No.	主 No.	基本方針	取組方針	重点	具体的な取組	重点	主な取組※1	取組(事業)名	取組(事業)内容	担当課	担当係	評価	実施内容 (実績、評価等)	改善事項	今後の取組み (課題・目標等)	
512-0	16	1423	1	4	2	3	1. みどりを 守る	(4) 玉川上 水のみどりを 守る	②玉川上水沿道景観 を景観計画や風致地 区の方針に基づき守 る	3. 「東京都景観計画(玉川上水景 観軸)」、「玉川上水風致地区」に おける建築行為などの許可事務 を行い、建築物の新設や宅地造成の 際に緑化などの基準が満たされてい	風致地区内の緑化基準の確認	「東京都景観計画(玉川上水景観軸)」、 「玉川上水風致地区」における建築行為な どの際の許可事務を行い、建築物の新設や宅地 造成の際に緑化などの基準が満たされている か確認する。	都市計画課	都市計画係						
512-4	17	1414	1	4	1	4	1. みどりを 守る	(4) 玉川上 水のみどりを 守る	①玉川上水の桜並木 を東京都などと連携 して守る	4_歴史的遺産として、まちの魅力 向上に向け、積極的に市内外にPR します。	歴史的文化的遺産のPR	文化財センターの他、まちかど歴史ミュージ アムやイベントなどを通して、まちの魅力向 上に向け、積極的に歴史的遺産としてのPRを 市内外にする。	生涯学習課	文化財係						
2000 みどりをつくる																				
2100 魅力ある公園をつくる																				
121-1	18	2111	2	1	1	1	2. みど りをつ くる	(1) 魅力あ る公園をつ くる	①新たな公園を整備 する	1_小長久保公園、三楽公園、梶野 公園及び(仮称)東小金井駅土地区 画整理事業1号公園の整備を進め ます。	都市計画公園の整備	小長久保公園、三楽公園、梶野公園及び(仮 称)東小金井駅土地区画整理事業1号公園の 整備を進める。	環境政策課	緑と公園係						
121-2	19	2112	2	1	1	2	2. みど りをつ くる	(1) 魅力あ る公園をつ くる	①新たな公園を整備 する	2_新たな都市公園等の整備を行う 際には、市民が計画の検討及び管理 に参加できる手法を取り入れます。	市民意見を反映した公園づく り	新規の都市公園等の整備にあたっては、地域 の意見を反映する。	環境政策課	緑と公園係						
121-4	20	2123	2	1	2	3	2. みど りをつ くる	(1) 魅力あ る公園をつ くる	②利用者の少ない公 園を改善する	3_利用者の少ない公園等について は、近隣住民の意向も踏まえなが ら、活性化に向けた方策を検討しま す。改善が難しい場合には、用途変 更や売却を行い、他の公園等の魅力 向上のための財源の確保を図りま	低未利用公園等の整理(用途 変更や売却検討)	利用が少ない公園について土地利用転換を含 めた整理を検討する。整理にあたっては周辺 住民の合意形成を図りながら用途変更や売却 を進め公園事業費を捻出するとともに機能性 の高い公園等の整備を検討する。	環境政策課	緑と公園係						
121-5	21	2124	2	1	2	4	2. みど りをつ くる	(1) 魅力あ る公園をつ くる	②利用者の少ない公 園を改善する	4_みどりの配置状況を考慮し、借 地公園の設置及び公園等の用地寄附 の受入れについて、基準に基づき公 園緑地の配置の適正化を図ります。	寄附・借地公園の見直し	公園等の用地の寄附の受け入れや借地公園の 継続に関して要綱に基づき、周辺の公園・み どり等の配置状況及びみどりの軸などを考慮 し、慎重に検討する。	環境政策課	緑と公園係						
121-1	22	2135	2	1	3	5	2. みど りをつ くる	(1) 魅力あ る公園をつ くる	③公園機能を充実・ 更新する	5_安全確保のため、老木や倒木の 恐れがある樹木や見通しの悪い植栽 及び老朽化した公園施設について は、劣化状況などを踏まえ、計画的 な維持管理を実施します。また都市 公園にはブライバシーの保護に留意 しながら、防犯カメラの設置を検討	公園施設の適正な維持管理	・老朽化した公園施設の更新をする。 ・ブライバシーの保護に留意しながら都市公 園に、防犯カメラの設置を検討する。	環境政策課	緑と公園係						
121-1	23	2136	2	1	3	6	2. みど りをつ くる	(1) 魅力あ る公園をつ くる	③公園機能を充実・ 更新する	6_安全確保及び適正な樹木の維持 管理を図るため、公園等の樹木につ いて、中低木を主とした植栽を進 め、樹種転換及び巨木化・老木化し 倒木の危険がある樹木の更新を実施 し、適正な樹木配置を図ります。	公園施設の適正な維持管理	小金井市立公園の設計及び維持管理基準に基 づく適正な樹木管理を実施する。	環境政策課	緑と公園係						
121-0	24	2137	2	1	3	7	2. みど りをつ くる	(1) 魅力あ る公園をつ くる	③公園機能を充実・ 更新する	7_新型コロナウイルスなどの感染 症拡大防止のため、密集・密接を避 ける公園管理を行います。	新型コロナウイルス感染拡大 防止のための公園利用	国土交通省の通達に基づき、公園利用者にコ ロナ禍の利用について注意喚起を図る。	環境政策課	緑と公園係						
132-3	25	2148	2	1	4	8	2. みど りをつ くる	(1) 魅力あ る公園をつ くる	★④事業者、市民とど もに公園管理を行う	★8_★環境美化サポーター制度のさ らなる活用を図るため、サポーター 同士の意見交換の場づくりや活動状 況の把握等を進めま	既存のボランティア活動の支 援	現在参加しているボランティアの方の技術力 やモチベーション向上のため、ボランティア 同士の横の繋がりを形成することができる場 を創出する	環境政策課	緑と公園係						
132-4	26	2149	2	1	4	9	2. みど りをつ くる	(1) 魅力あ る公園をつ くる	★④事業者、市民とど もに公園管理を行う	★9_★子育て世代や子どもが空いた 時間に気軽に参加できるボランティ ア制度の導入を検討します。	気軽に参加できるボランティ ア制度の検討	ボランティアが若い世代へ浸透していないた め、子育て世代や子どもが空いた時間に気軽 に参加できるボランティア制度の導入を検討 する。	環境政策課	緑と公園係						
121-1	27	21410	2	1	4	10	2. みど りをつ くる	(1) 魅力あ る公園をつ くる	★④事業者、市民とど もに公園管理を行う	★10_★梶野公園サポーター会議をモ デルに地域住民が管理するモデル公 園の選定、公園サポーター会議など の設置の検討をします。	公園サポーター会議の設置	梶野公園サポーター会議をモデルに、浴恩館 公園及び三楽公園においても市民が公園等の 管理・運営に参加できる仕組みづくりを進め る。	環境政策課	緑と公園係						
121-3	28	21411	2	1	4	11	2. みど りをつ くる	(1) 魅力あ る公園をつ くる	★④事業者、市民とど もに公園管理を行う	★11_★都市公園については、さらな る魅力向上のため、指定管理制度の 導入に向けた検討を進めます。	指定管理者制度などの民間活 力導入の検討	都市公園の整備・維持管理について、サウン ディング調査を実施し、事業スキームの検討 を行う。	環境政策課	緑と公園係						
2200 公共施設のみどりをつくる																				
121-7	29	2221	2	2	2	1	2. みど りをつ くる	(2) 公共施 設のみどりを つくる	②公共施設のみど りをつくる	1_公共施設の新設時には「東京に おける自然の保護と回復に関する条 例」に基づき、敷地面積が250㎡以 上の場合、敷地内の緑化をします。	公共施設の緑化推進	学校、保育園、地域センター等の公共施設の 新規整備や改修時に、公共施設の緑化を推進 します。	建築営繕課	建築営繕係						
121-7	30	2212	2	2	1	2	2. みど りをつ くる	(2) 公共施 設のみどりを つくる	②公共施設のみど りをつくる	2_公共施設のみどりは、倒木など の危険回避を第一に、可能な限りみ どりの量を維持しつつ質の向上を図 ります。	庁舎の樹木等の適切な植栽管 理	植栽から年数が経ち、老木化が進んだ樹木が 増えていることから、伐採や植替えなどによ り安全を確保するとともに緑の量を維持す る。	管財課	財産管理係						
121-7	31	2212	2	2	1	2	2. みど りをつ くる	(2) 公共施 設のみどりを つくる	②公共施設のみど りをつくる	2_公共施設のみどりは、倒木など の危険回避を第一に、可能な限りみ どりの量を維持しつつ質の向上を図 ります。	集会施設の樹木等の適切な植 栽管理	植栽から年数が経ち、老木化が進んだ樹木が 増えていることから、伐採や植替えなどによ り安全を確保するとともに緑の量を維持す る。	コミュニテ ィ文化課	集会施設係						

環境基本 固有 No.	みどりの基本計画の記載						該当する取組（具体的な事業等）				評価記入欄							
	通し No.	事業等 No.	基本 組 体	取 組 主 体	基本方針	取組方針	重点	具体的な取組	重点	主な取組※1	取組（事業）名	取組（事業）内容	担当課	担当係	評価	実施内容 (実績、評価等)	改善事項	今後の取組み (課題・目標等)
121-7	32	2212	2	2	1	2	2. みどりを つくる	(2) 公共施 設のみどりを つくる	②公共施設のみど りをつくる	2_公共施設のみど りは、倒木など の危険回避を第一 に、可能な限りみ どりの量を維持し つつ質の向上を図 ります。	ごみ処理施設の樹 木等の適切な植 栽管理	周辺環境と調和す るよう適切に維持 管理を行い、緑の 量を維持する。	ごみ処理施設 担当	施設係				
121-7	33	2212	2	2	1	2	2. みどりを つくる	(2) 公共施 設のみどりを つくる	②公共施設のみど りをつくる	2_公共施設のみど りは、倒木など の危険回避を第一 に、可能な限りみ どりの量を維持し つつ質の向上を図 ります。	保育園の樹木等 の適切な植栽管 理	植栽から年数が経 ち、老木化が進ん だ樹木が増えてい ることから、伐採 や植替えなどによ り安全を確保すと ともに緑の量を維 持する。	保育課	保育係				
121-7	34	2212	2	2	1	2	2. みどりを つくる	(2) 公共施 設のみどりを つくる	②公共施設のみど りをつくる	2_公共施設のみど りは、倒木など の危険回避を第一 に、可能な限りみ どりの量を維持し つつ質の向上を図 ります。	児童保育所の樹 木等の適切な植 栽管理	植栽から年数が経 ち、老木化が進ん だ樹木が増えてい ることから、伐採 や植替えなどによ り安全を確保すと ともに緑の量を維 持する。	児童青少年課	児童保育係				
121-7	35	2212	2	2	1	2	2. みどりを つくる	(2) 公共施 設のみどりを つくる	②公共施設のみど りをつくる	2_公共施設のみど りは、倒木など の危険回避を第一 に、可能な限りみ どりの量を維持し つつ質の向上を図 ります。	児童館の樹木等 の適切な植栽管 理	植栽から年数が経 ち、老木化が進ん だ樹木が増えてい ることから、伐採 や植替えなどによ り安全を確保すと ともに緑の量を維 持する。	児童青少年課	児童青少年係				
121-7	36	2212	2	2	1	2	2. みどりを つくる	(2) 公共施 設のみどりを つくる	①学校のみどりを つくり、親しむ	2_公共施設のみど りは、倒木など の危険回避を第一 に、可能な限りみ どりの量を維持し つつ質の向上を図 ります。	学校の樹木等の 適切な植栽管理	植栽から年数が経 ち、老木化が進ん だ樹木が増えてい ることから、伐採 や植替えなどによ り安全を確保すと ともに緑の量を維 持する。	学務課	学務係				
121-7	37	2212	2	2	1	2	2. みどりを つくる	(2) 公共施 設のみどりを つくる	①学校のみどりを つくり、親しむ	2_公共施設のみど りは、倒木など の危険回避を第一 に、可能な限りみ どりの量を維持し つつ質の向上を図 ります。	公民館の樹木等 の適切な植栽管 理	植栽から年数が経 ち、老木化が進ん だ樹木が増えてい ることから、伐採 や植替えなどによ り安全を確保すと ともに緑の量を維 持する。	公民館	庶務係				
312-4	38	2213	2	2	1	3	2. みどりを つくる	(2) 公共施 設のみどりを つくる	①学校のみどりを つくり、親しむ	3_学校ビオトープ の維持管理をし ます。	ビオトープの適 切な維持管理	学校等の要望に 基づき、ビオト ープに関する修 繕及び原材料の 購入等の必要が 生じた際、施設 補修の場合に対 応する。	学務課	学務係				
312-4	39	2214	2	2	1	4	2. みどりを つくる	(2) 公共施 設のみどりを つくる	①学校のみどりを つくり、親しむ	4_子どものみど りや自然への愛 着醸成に向け、 学校ビオトープ、 公園、国分寺産 線、野川、玉川 上水などのみど りを学校教育に 活用します。	環境学習の推 進（ビオトープ 活用）	学習指導要領や 東京都の環境教 育指導資料で示 された内容に従 った指導を行う とともに、本市 として環境教育 を重要な教育課 題の一つであると 捉えているため 、充実を図るよ う努める。	指導室	指導係				
121-5	40	2215	2	2	1	5	2. みどりを つくる	(2) 公共施 設のみどりを つくる	①学校のみどりを つくり、親しむ	5_芝生化した校 庭の芝生を良好 な状態で維持す るために、専門 家による定期的 な点検と必要な 維持管理を行う とともに、芝生 の維持管理ボラ ンティアへの適 切な指導をしま す。	小中学校運動 場芝生維持管理	小・中学校（6 校）の運動場芝 生維持管理を進 める。	庶務課	施設係				
132-1	41	2226	2	2	2	6	2. みどりを つくる	(2) 公共施 設のみどりを つくる	②公共施設のみ どりをつくる	★6_公共施設 の植栽や生け垣 を適切に管理す る担い手の発掘 をします。	環境美化サポ ーター制度（活 動の拡大推進）	剪定ボランティア による公園や公 共施設の植栽の 管理を支援する など、市民協働 による緑の維持 管理を推進する。	環境政策課	緑と公園係				
2300 みどりのまちなみをつくる																		
111-3	42	2312	2	3	1	2	2. みどりを つくる	(3) みどりの まちなみをつ くる	★①住宅のみど りを増やす★	★2_★生け垣 造成奨励金制度 及び保存生け垣 の適用対象の拡 大により、より 活用しやすい制 度とします。さ らに緑化指導時 に制度の周知を 行い、指定を進 めます。	生け垣造成奨 励金交付制度・ 保存生け垣の指 定要件の見直し	より活用しやす い制度とするた め、要件の見直 しを行い、制度 の周知を行う。	環境政策課	緑と公園係				
122-5	43	2313	2	3	1	3	2. みどりを つくる	(3) みどりの まちなみをつ くる	★①住宅のみど りを増やす★	3_東京都苗木 生産供給事業を 活用して、イベ ントなどを通じ て、個人向けに 苗木の無償提供 を行います。	苗木の配布	イベント実施に 伴い苗木の配布 を実施すること により民有地の 緑化促進を図 る。	環境政策課	緑と公園係				
122-1	44	2324	2	3	2	4	2. みどりを つくる	(3) みどりの まちなみをつ くる	★②市街地や商 業施設、事業所 のみどりを増 やす★	★4_★緑化ス ペースが十分に ない市街地での 緑化を進めるた め、屋上緑化、 壁面緑化など多 様な緑化手法に ついて、環境配 慮基準の緑化面 積に含めること を検討します。	環境配慮基準 の見直し（屋上 緑化・壁面緑化 等）	環境配慮基準の 「1.緑を守り育 てる」に関する 規定を見直し、 屋上緑化、壁面 緑化も緑化面積 に含めることを 検討する。	環境政策課	緑と公園係				
122-2	45	2325	2	3	2	5	2. みどりを つくる	(3) みどりの まちなみをつ くる	★②市街地や商 業施設、事業所 のみどりを増 やす★	★5_★市街地 の緑化を進める ため、新たに緑 化指導に関する 規定を整備し、 指定開発事業に 該当しない規模 の建築行為に対 しても緑化指導 を行うことと 、より多くの住 宅、事業所、商 業施設などにお いて、緑化を推 進します。	緑化指導に関 する規定の整備	新たに緑化指導 に関する規定を 整備し、指定開 発事業に該当し ない規模の建築 行為に対しても 緑化指導を行う。	環境政策課	緑と公園係				
122-0	46	2326	2	3	2	6	2. みどりを つくる	(3) みどりの まちなみをつ くる	★②市街地や商 業施設、事業所 のみどりを増 やす★	6_鉄道沿線な どの身近な交通 軸周辺の公共施 設での緑化に取 り組みます。	中央線沿線の 緑化推進	中央線沿線に隣 接する公的施設 の緑化を推進し ていく。	環境政策課	緑と公園係				
2400 みどりの軸をつくる																		

環境基本 固有 No.	みどりの基本計画の記載						該当する取組 (具体的な事業等)				評価記入欄									
	通し No.	事業等 No.	基本 組	取 組	具 体	主 な	基本方針	取組方針	重点	具体的な取組	重点	主な取組※1	取組(事業)名	取組(事業)内容	担当課	担当係	評価	実施内容 (実績、評価等)	改善事項	今後の取組み (課題・目標等)
122-6	47	2411	2	4	1	1	2. みどりを軸をつくる	(4) みどりの軸をつくる	①都市計画道路などの街路樹をつくる		1_都市計画道路などの幅員の広い道路の街路樹では、景観の形成、生き物の生息空間の確保、緑陰の創出などの観点から、みどりの量を維持しつつ、安全確保を図りながら、樹木の植栽などを行い、みどりのネットワークの充実を図ります。 3_都市計画道路や安全な歩行空間を確保できる道路の整備時には、植栽幅をできるだけ確保することにより、街路樹、低木や草本類などの植栽を行い、多様なみどりの環境を創出します。	都市計画道路の植栽整備	都市計画道路整備時には、街路樹、低木及び草本類などの植栽を行い、多様なみどりの環境整備を行う。	道路管理課	工事係					
122-6	48	2422	2	4	2	2	2. みどりを軸をつくる	(4) みどりの軸をつくる	②遊歩道や緑道などのみどりを軸をつくる		2_市街地の街路樹の管理では、落葉に対する地域住民の理解を得ながら、緑陰を保つなど適切な管理をきめ細かに進めます。 4_都市計画道路や公園、遊歩道の植栽を適切に維持管理します。	街路樹の適切な維持管理	都市計画道路や遊歩道の植栽を地域住民や歩行者の安全確保を図るため、適切に維持管理する。	道路管理課	道路管理係					
122-6	49	2422	2	4	2	2	2. みどりを軸をつくる	(4) みどりの軸をつくる	②遊歩道や緑道などのみどりを軸をつくる		4_都市計画道路や公園、遊歩道の植栽を適切に維持管理します。	公園樹木の適切な維持管理	公園樹木を地域住民や公園利用者の安全を確保するため、適切に維持管理をする。	環境政策課	緑と公園係					
3000 みんなで取り組む																				
3100 みどりに関する活動に取り組む																				
131-3	50	3121	3	1	2	1	3. みんなで取り組む	(1) みどりに関する活動に取り組む	②みどりと親しむ機会を増やす	★	1_★将来のみどりの担い手となる小中学生や子育て世代を対象とした、みどりに関するイベントを開催するなど、環境学習を充実します。なお、イベント開催に当たっては、大学や植木農家などの地域の多様な人材を活用することを検討します。	環境学習の充実	大学などの地域の多様な人材を活用して、将来のみどりの担い手となる小中学生や子育て世代を対象とした、みどりに関するイベントを開催するなど、環境学習を充実する。	環境政策課	環境係					
131-1	51	3112	3	1	1	2	3. みんなで取り組む	(1) みどりに関する活動に取り組む	★①みどりに関する情報を発信・共有する	★	2_★みどりの実態調査結果やみどりの基本計画などを子どもも含めた市民に分かりやすく紹介します。	みどりに関する情報発信	みどりの基本計画、みどりの実態調査、ガーデニングや緑化の事例、支援制度、ボランティア活動等、みどりに関する情報発信を充実する。	環境政策課	緑と公園係					
131-1	52	3113	3	1	1	3	3. みんなで取り組む	(1) みどりに関する活動に取り組む	★①みどりに関する情報を発信・共有する	★	3_★市のみどりの実態や、緑化の制度、ボランティア活動などのみどりに関する情報を市の広報やホームページを用いて発信・共有します。	みどりに関する情報発信	みどりの基本計画、みどりの実態調査、ガーデニングや緑化の事例、支援制度、ボランティア活動等、みどりに関する情報発信を充実する。	環境政策課	緑と公園係					
11-2	53	3114	3	1	1	4	3. みんなで取り組む	(1) みどりに関する活動に取り組む	★①みどりに関する情報を発信・共有する	★	4_★環境フォーラムなどのイベントの機会の活用により、みどりに関する情報を発信します。	環境啓発事業(環境フォーラム)の開催支援	環境をテーマに活動する様々な団体が交流の輪を広げ、情報共有・意見交換を行う場として、環境フォーラムを開催する。	環境政策課	環境係					
131-2	54	3125	3	1	2	5	3. みんなで取り組む	(1) みどりに関する活動に取り組む	②みどりと親しむ機会を増やす		5_市民が実施したみどりの調査結果を活用して、みどりの実態に関する情報を共有します。	市民団体によるみどり調査の情報共有	市民団体との連携の強化を図り、植物や生き物の観察記録や資料をホームページ等で広く周知できるよう調整を図る。	環境政策課	環境係					
111-7	55	3116	3	1	1	6	3. みんなで取り組む	(1) みどりに関する活動に取り組む	★①みどりに関する情報を発信・共有する	★	6_優れた緑化事例やガーデニングを紹介することで、事業者や市民の緑化への関心を高めます。	緑化施設の表彰制度の実施	優れた緑化事例やガーデニングを市の広報やホームページで紹介するなどし、市民の緑化への関心を高める。	環境政策課	緑と公園係					
322-7	56	3127	3	1	2	7	3. みんなで取り組む	(1) みどりに関する活動に取り組む	②みどりと親しむ機会を増やす		7_市民が主体となって開催する自然観察会を後援するとともに、観察会で得られた情報をホームページなどに集約・周知できるよう関係団体などとの連携を図ります。	自然保護教室の開催支援	市民団体主催の自然観察会や生き物調査等の開催情報をホームページやSNSで発信する。	環境政策課	緑と公園係					
3200 みどりに関する活動に取り組む																				
132-5	57	3211	3	2	1	1	3. みんなで取り組む	(2) みどりに関する活動に取り組む	①みどりに関する募金などできることから始める		1_みどりに関する募金など、新たな財源確保につながる仕組みづくりを検討します。	みどりに関する新たな収入確保	公園スポンサー制度など、新たな収入確保につながる仕組みづくりを検討する。	環境政策課	緑と公園係					
131-3	58	3212	3	2	1	2	3. みんなで取り組む	(2) みどりに関する活動に取り組む	①みどりに関する募金などできることから始める		2_イベントにより花壇の植え替えを行うなど、子どもが気軽にみどりに触れられる機会を設け、担い手の確保を図ります。	環境学習の充実(公園花壇の活用)	子どもの身近にある公園花壇で植え替えイベントを実施し、草花に触れ合う機会を設ける。	環境政策課	緑と公園係					
132-3	59	3223	3	2	2	3	3. みんなで取り組む	(2) みどりに関する活動に取り組む	★②ボランティア活動に取り組む	★	3_浴恩館公園及び三楽公園において公園サポーター会議などの設置を検討し、市民参加による公園づくりを推進します。	市民参加による公園づくり(公園サポーター制度)	梶野公園サポーター会議をモデルに、浴恩館公園及び三楽公園においても市民が公園等の管理・運営に参加できる仕組みづくりを進める。	環境政策課	緑と公園係					
132-1	60	3224	3	2	2	4	3. みんなで取り組む	(2) みどりに関する活動に取り組む	★②ボランティア活動に取り組む	★	4_環境美化サポーターへの用具の貸し出しなどを今後も継続します。	環境美化サポーター制度(活動支援)	環境美化サポーターへ活動に必要な器具の貸し出しを継続する。	環境政策課	緑と公園係					

環境基本 固有 No.	みどりの基本計画の記載					該当する取組（具体的な事業等）					評価記入欄								
	通し No.	事業等 No.	基 本 取 組	具 体 取 組	主 な 取 組	基本方針	取組方針	重点	具体的な取組	重点	主な取組※1	取組（事業）名	取組（事業）内容	担当課	担当係	評価	実施内容 (実績、評価等)	改善事項	今後の取組み (課題・目標等)
321-2	61	3225	3	2	5	3. みんなで取り組む	(2) みどりに関する活動に取り組む	★	②ボランティア活動に取り組む★		5_若い世代のボランティア登録を促進します。	多様なボランティア人材の確保	高齢化により活動が困難になるボランティア団体があることから、子育て世代や小中学生が気軽に参加できるようなイベント等を実施し、新たなボランティア活動参加者を確保する。	環境政策課	緑と公園係				
11-1, 21-2	62	3226	3	2	6	3. みんなで取り組む	(2) みどりに関する活動に取り組む	★	②ボランティア活動に取り組む★	★	6_★市民協働の主体である環境市民会議と連携しながら、みどりの保全活動や情報発信を行います。	環境市民会議との連携	環境市民会議による活動を支援する。	環境政策課	環境係				
132-1, 132-2	63	3227	3	2	7	3. みんなで取り組む	(2) みどりに関する活動に取り組む	★	②ボランティア活動に取り組む★	★	7_梶野公園や浴恩館公園では、ボランティア団体の横のつながりから多世代の交流が生まれています。こうした横のつながりをより深めるために団体の要望などを聞く機会を継続していきます。 8_★花壇ボランティアと剪定ボランティアなど、ボランティア同士の情報交換会を定期的に変換します。	環境美化サポーター制度 (花壇ボランティア・剪定ボランティアの人材育成)	花壇ボランティアのネットワークを推進するために、情報交換会の実施や他団体への視察を継続する。このほかのボランティア同士の横のつながりを深めるために、情報交換会を定期的に変換する。	環境政策課	緑と公園係				

緑化保全及び推進に係る規定の整備について

1 小金井市生け垣造成奨励金交付要綱（一部改正）

緑化を推進及び安全で快適な生活環境の確保について、更なる充実を図るため、生け垣造成時の助成要件を緩和する。

改正項目	改正前	改正後
生け垣の種類	樹木のみ	樹木又は多年生のつる性植物
高さ	1.0 m以上	0.8 m以上
総延長	3メートル	2メートル
造成する生垣の範囲に玄関、駐車場等の出入口がある場合	明記なし	生け垣の延長が連続しているものとみなす。
生け垣が接する道路	一般市民の通行に供される幅員4メートル以上の道路又は市が管理する幅員4メートル未満の建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項に該当する道路	小金井市地域防災計画に位置付けた避難路
生け垣と道路の間の縁石等	明記なし	原則、縁石及び遮蔽物は設置不可。ただし、高さが0.4 m以下で倒壊の恐れがない遮蔽物は設置可。

2 小金井市緑地保全及び緑化推進条例施行規則（一部改正）

緑化の保全及び推進を図るため、市内の緑化を更に推進し、快適な生活環境を確保するため、保全緑地の指定要件を緩和する。

保全緑地の区分	改正項目	改正前	改正後
環境緑地	面積	500 m ² 以上	300 m ² 以上
公共緑地	面積	500 m ² 以上	300 m ² 以上
保存樹木	幹周	1.5 m以上	1.0 m以上
保存生け垣	高さ	1.0 m以上	0.8 m以上
	総延長	10 m以上	5 m以上
	生け垣の範囲に玄関、駐車場等の出入口がある場合	明記なし	生け垣の延長が連続しているものとみなす。

3 小金井市緑地保全及び緑化推進条例（一部改正）

市民及び事業者に対し、緑化の指導及び助言に係る規定がないため、新たに以下の規定を追加する。

（民間施設の緑化の指導等）

第20条 市長は、事業者に対し、市長の定める基準に基づき緑化の指導及び助言を行うことができる。

4 小金井市緑化に関する指導等基準（新規）

今まで緑化対象でなかった民間施設等の建築行為等に対して、緑化に関する基準及び緑化指導の手続きについて、新たに基準の整備をする。

(1) 適用範囲

現行	基準制定後
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業施行面積が500 m²以上の開発行為・宅地造成 ・ 建築敷地面積が1,000 m²以上の中高層建築物等の建設事業 	敷地面積が200 m ² 以上の建築行為

(2) 緑化の基準

敷地面積から建築面積を除いた面積の20パーセント以上の緑化面積を確保するよう指導する。

(3) 緑化面積算出面積

ア 高木 1本あたり3平方メートルの円を樹冠面積とする。ただし、高さが3メートル以上のものについてはその高さの7割を直径とする円を樹冠面積とし、移植を含む既存樹木はその樹高を直径とする円を樹冠面積とする。

イ 中木 1本あたり2平方メートルの円を樹冠相当とする。

ウ 生垣 接道部の生垣については、その延長に幅を乗じて得た面積とする。

エ 屋上緑化 屋上に植栽された樹木等の緑化面積に0.75を乗じて得た面積とする。

オ 壁面緑化 壁面に植栽されたツル植物の植栽延長に0.6を乗じて得た面積とする。

カ 駐車場緑化 50パーセント以上が地被植物で覆われる形状の駐車場を対象として、当該駐車場の面積に0.5を乗じて得た面積とする。

近隣市の保全緑地の指定要件

資料10

自治体名	生け垣造成			環境緑地	公共緑地	保存樹木			保存生け垣	
	高さ	総延長	縁石			幹周	高さ	その他	高さ	延長
小金井市 (現行)	1.0m以上	3m以上	-	500㎡以上	500㎡以上	1.5m以上	10m以上	-	1m以上	10m以上
小金井市 (改正後)	0.8m以上	2m以上	0.4m以下	300㎡以上	300㎡以上	1.0m以上	10m以上	-	0.8m以上	5m以上
武蔵野市	-	3m以上	0.4m以下	300㎡以上	-	1.3m以上	10m以上	・株立ちした樹木で高さ3m以上 ・はん登性樹木で、枝葉の面積が30㎡以上	0.6m以上	5m以上
三鷹市	-	2m以上	0.4m以下	300㎡以上	-	1.5m以上	15m程度以上	-	-	-
府中市	-	-	-	330㎡以上	-	1.5m以上	10m以上	-	-	-
調布市	0.8m以上	3m以上	-	300㎡以上	-	1.0m以上	10m以上	・株立ちした樹木で高さ3m以上 ・はん登性樹木で、枝葉の面積が20㎡以上	-	20m以上
小平市	0.8m以上	2m以上	-	330㎡以上	-	1.5m以上	15m程度以上	※幹回りと高さ両方を満たす樹木	1m以上	30m以上
国分寺市	0.6m以上	2m以上	2m以上	300㎡以上	-	1.5m以上	15m程度以上	・はん登性樹木で、枝葉の面積が30㎡以上	-	-
西東京市	0.8m以上	2m以上	-	300㎡以上	-	1.5m以上	15m程度以上	・その他特異な樹木であって、高さが3メートル以上あり、保存するに値するもの ・はん登性樹木で、枝葉の面積が30㎡以上	-	10m以上

小金井市緑化に関する指導等基準

(趣旨)

第1条 この基準は、小金井市緑地保全及び緑化推進条例（昭和58年条例第13号。以下「緑化条例」という。）第18条、第19条及び第20条に規定する緑化の指導等に関する基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築行為 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物を建築する行為をいう。
- (2) 敷地面積 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第2条第1項第1号に規定する敷地面積をいう。
- (3) 建築面積 政令第2条第1項第2号に規定する建築面積をいう。
- (4) 緑化面積 樹木等で覆われている部分の面積をいう。
- (5) 樹冠面積 樹木の枝葉（徒長枝を除く。）の広がりである樹冠を地表面に真上から投影した敷地面積をいう。
- (6) 高木 植栽時に樹高2メートル以上の樹木で、通常の成木の高さが3メートル以上あるものをいう。
- (7) 中木 植栽時に樹高1.2メートル以上の樹木で、通常の成木の高さが2メートル以上あるものをいう。
- (8) 低木 前2号に掲げる樹木以外で植栽時に高さ0.3メートル以上ある樹木又は竹（ササ類を除く。）をいう。
- (9) 生け垣 植栽時の樹高が0.6メートル以上の樹木を、四つ目垣その他これと同等の樹木と組み合わせ、かつ、樹木の葉が互いに触れ合う程度に密集して植栽したものをいう。
- (10) 地被植物 芝、リュウノヒゲ、ササ類、シダ類等の植物をいう。
- (11) ツル植物 ツタ類、カズラ類等の植物をいう。
- (12) 草花 1年草、2年草、多年草、宿根草等の植物をいう。
- (13) 屋上 建築物の屋根部分で出入り可能な部分（屋上駐車場及びブルーバルコニー等を含む。）をいう。
- (14) 壁面 建築物の外壁部分で、地上面に対してほぼ垂直に設置された側面をい

う。

(適用範囲)

第3条 緑化条例第18条及び19条の基準は、敷地面積が200平方メートル以上の建築行為（国又は地方公共団体が行うものを含む。）で、小金井市まちづくり条例（平成18年条例第2号。）第37条に規定する指定開発事業に該当しないものに適用する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 建築行為のうち増築、改築又は移転を行う場合で、建築面積が50平方メートル未満の事業
- (2) 道路、公園、緑地、河川その他これらに類する敷地における事業

(緑化の基準)

第4条 建築行為を行おうとする者（以下「事業者」という。）は、敷地面積から建築面積を除いた面積の20パーセント以上の緑化面積を確保するよう努めるものとする。この場合において、緑化面積とは、原則として地面に植栽されている樹木、地被植物及び草花の植栽面積並びに樹冠面積の合計面積とする。

2 前項後段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる項目は、それぞれ当該各号に定める面積を緑化面積とすることができる。この場合において、算出に用いる数値は、当該緑化の完了時のものとする。

- (1) 高木 1本当たり3平方メートルの円を樹冠面積とする。ただし、高さが3メートル以上のものについてはその高さの7割を直径とする円を樹冠面積とし、移植を含む既存樹木はその樹高を直径とする円を樹冠面積とする。
- (2) 中木 1本当たり2平方メートルの円を樹冠相当とする。
- (3) 生け垣 接道部の生け垣については、その延長に幅を乗じて得た面積とする。
- (4) 屋上緑化 屋上に植栽された樹木等の緑化面積に0.75を乗じて得た面積とする。
- (5) 壁面緑化 壁面に植栽されたツル植物の植栽延長に0.6を乗じて得た面積とする。
- (6) 駐車場緑化 50パーセント以上が地被植物で覆われる形状の駐車場を対象として、当該駐車場の面積に0.5を乗じて得た面積とする。

3 前2項の規定にかかわらず、敷地の用途、形状その他の事情により緑化が困難と市長が認める場合は、この限りでない。

(計画書の提出)

第5条 事業者は、建築行為を行う前に、あらかじめ緑化計画書（様式第1号）を市

長に提出するものとする。

- 2 緑化計画書には、案内図、緑化計画平面図（植栽面積、緑化延長及び樹高を記入したものとする。）及び植栽樹木等一覧表（様式第2号）を添付するものとする。

（完了報告書の提出）

第6条 事業者は、緑化計画書に基づく緑化が完了したときは、速やかに緑化完了報告書（様式第3号）に必要な事項を記入し、市長に提出するものとする。

- 2 前項の緑化完了報告書には、緑化完了平面図及び緑化完了写真を添付するものとする。

（緑化の維持管理）

第7条 建築行為で新たに土地又は建築物の所有権を取得した市民又は事業者は、緑化条例第3条の規定に基づき、緑化計画書により整備した緑地の適正な維持管理に努めるものとする。

付 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

小金井市全図

小平市

● 令和3年度 保存生垣

武蔵野市



国分寺市

至立川

至東京

至武蔵境

三鷹市

府中市

府中市

至是政

都立野川公園

凡 例	
———	市 界
---	町 界
本町六丁目	町 名
1 5 18	街区行号
2 7 4	住居番号

小金井市

